

が多いと考えられます。詳しい相殺の手続等については、破綻農水産業協同組合に照会してください。

(注) 原則として、破綻農水産業協同組合(管理人等)から相殺を行うことはありません(Q48を参照してください)。

- ③ 保険金支払方式(「第1部 貯金保険制度の概要 4 (3) 保険金支払方式」の項(20ページ)を参照してください)の場合も、保険金の支払に当たっては、同様に担保貯金については貯金保険機構が支払を保留することになります。その具体的な内容については、保険金支払時に郵送される「保険金支払明細書」及び「支払保留通知」で確認してください。

Q30

種類の異なる貯金等と借入金がセットになっている総合口座は、付保貯金額の算定に当たってどのように扱われるのですか。

Ans.

- ① 普通貯金や定期貯金など種類の異なる貯金等と自動融資^(注)がセットになっている総合口座については、口座を構成するそれぞれの貯金等ごとに保険対象となるか否かを判別し、名寄せ(貯金者ごとの付保貯金額の算定等)が行われます。

(注) 総合口座の普通貯金の残高が不足した場合に、総合口座にセットした定期貯金等を担保として自動的に受けられる融資のことです。

- ② 総合口座の定期貯金は、自動融資(未収利息を含みます)の融資残高が破綻時に存在している場合、自動融資に対応する貯金を担保貯金として扱うことにしている^(注)ため、付保貯金を選別するための優先順位が、非担保貯金よりも後順位となります。

(注) 総合口座の定期貯金は、貯金規定上、預入と同時に自動融資の担保貯金として扱われることになっています。ただし、自動融資の融資残高がない場合は、担保貯金として扱わず、解約や償還期日後の払戻しを可能としています。

- ③ また、付保貯金の払戻しに当たっては、定期貯金を担保とする自動融資の融資残高がある場合は、破綻農水産業協同組合がその定期貯金の払戻しを保留することになります。この場合、貯金等の払戻しを保留する範囲は、融資残高に一定の支払保留率を乗じた金額となります(総合口座の約定の内容等により異なります)ので、破綻農水産業協同組合に照会してください。なお、自動融資と担保貯金を相殺したい場合は、Q46を参照してください。

I 貯金等の保護の範囲の概要

II 貯金保険制度のあらまし

III 貯金者データの整備

IV 破綻時の付保貯金の取扱い

V 破綻時に保険金の支払対象とならない貯金等の取扱い

VI 破綻処理

VII 金融危機への対応

VIII 不良債権の回収と責任追及